

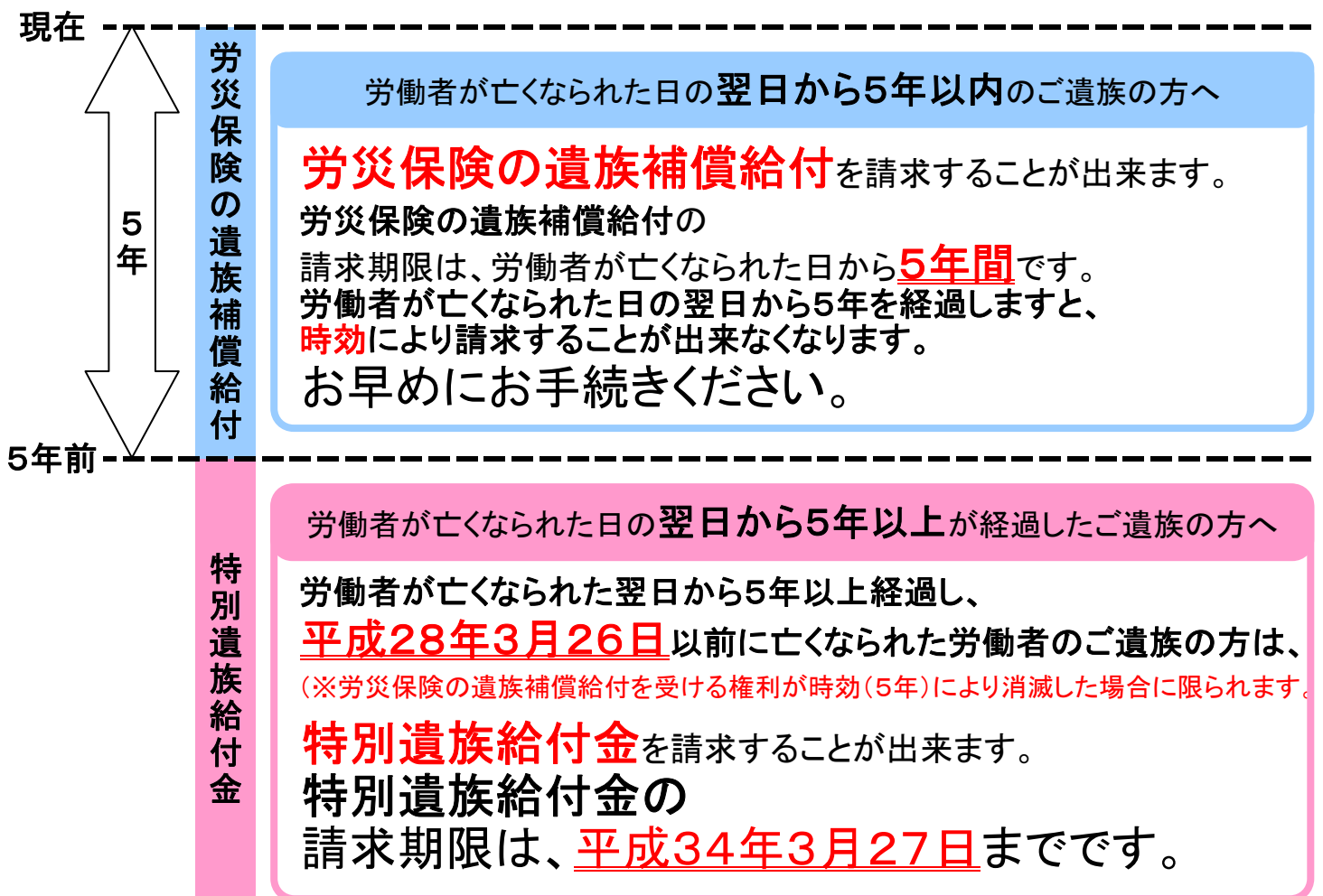
石綿（アスベスト）

健康被害者のご遺族の皆様へ

遺族給付についての大切なお知らせです

「石綿による健康被害の救済に関する法律（石綿救済法）」が改正されました。
遺族給付には請求期限がありますので、お心当たりの方は早めにご相談ください。

《労働者が亡くなられた時期により、給付対象が異なります。》



詳しいことは厚生労働省ホームページ

(<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/izoku/index.html>)をご覧ください。

請求手続きなどの御相談につきましては

茨城労働局 または **最寄りの労働基準監督署** までお問い合わせください。

茨城労働局 労災補償課 Tel 029-224-6217

労働基準監督署 水戸	Tel 029-226-2237	古河	Tel 0280-32-3232
日立	Tel 0294-22-5187	常総	Tel 0297-22-0264
土浦	Tel 029-821-5127	龍ヶ崎	Tel 0297-62-3331
筑西	Tel 0296-22-4564	鹿嶋	Tel 0299-83-8461

なお、救済給付(環境再生保全機構から給付)の手続きは、
独立行政法人環境再生保全機構、環境省地方環境事務所、最寄りの保健所で行っています。

お問合せは ☎ 0120-389-931 <http://www.erca.go.jp/asbestos/>